

令和3年1月15日

日本商工会議所 御中

内閣官房番号制度推進室
総務省自治行政局住民制度課

QRコード付き交付申請書を利用した
マイナンバーカード取得の従業員等への呼びかけについて（依頼）

平素よりマイナンバー制度の推進に御協力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。
政府では、令和4年度末にほぼ全ての国民がカードを取得することを目指し、その普及に全力を挙げて取り組むこととしており、令和2年11月から令和3年3月まで、まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ、地方公共団体情報システム機構より、QRコード付き交付申請書（以下、「交付申請書」という。）を順次送付いたします。

マイナンバーカードは、本年3月末までに申請いただければ、本年9月末までにマイナポイントの申込み及び申し込んだキャッシュレス決済サービスを用いてチャージ又は決済を行うことでマイナポイント（上限：5,000円分）を取得することができるようになります。また、本年3月から健康保険証としての利用が始まるなど、ますます便利なカードになります。

当該交付申請書は、右下にあるQRコードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単にできるものとなっております。

つきましては、貴団体の会員企業の皆様に、当該交付申請書を活用したカード申請の従業員等への呼びかけについて、周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、従業員等への呼びかけの際には下記ホームページ・動画についてもご活用いただき、1月中の周知をお願いいたします。

マイナンバーカードの普及促進につきまして、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- ・ 地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト（申請方法）
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>
- ・ 地方公共団体情報システム機構からの送付物について
<https://www.kojinbango-card.go.jp/sofubutsu/>
- ・ マイナンバーカード説明動画
「マイナちゃん・平井大臣がマイナンバーカードについて解説してみた」
<https://www.youtube.com/watch?v=hRTvuZsU8Kk>

内閣官房番号制度推進室 桑島 電話 03-6441-3458（直通） 総務省自治行政局住民制度課 荒川・本橋 電話 03-5253-5517（直通）
